

許可番号第 02320080583 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市緑区大高町字西正光寺 2 2

氏 名 有限会社 ゼンユー
代表取締役 吉武 基秀 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 4 (2022) 年 10 月 25 日
許可の有効年月日 令和 9 (2027) 年 10 月 8 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、混練、選別、中和、濃縮、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

金属くず (自動車等破碎物を除く。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 混練

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、木くず、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 中和

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 2 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

オ 濃縮

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 4 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

カ 破碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

半田市日東町 1 番 1

イ 設置年月日

平成 24 年 7 月 18 日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破碎物を除く。） 8.24t/日（1.03t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 混練施設

ア 設置場所

半田市日東町 1 番 1

イ 設置年月日

平成 24 年 7 月 18 日

ウ 処理能力

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

240m³/日（20m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 混練施設

ア 設置場所

半田市日東町1番1

イ 設置年月日

平成24年8月1日

ウ 処理能力

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油

60m³/日（5m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(4) 混練施設

ア 設置場所

半田市日東町1番1

イ 設置年月日

平成24年8月29日

ウ 処理能力

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、木くず、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

48m³/日（6m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(5) 選別施設

ア 設置場所

半田市日東町1番1

イ 設置年月日

平成24年7月18日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

43.2m³/日（5.4m³/時間）

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(6) 中和施設

ア 設置場所

半田市日東町 1 番 1

イ 設置年月日

平成 24 年 8 月 1 日

ウ 処理能力

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

40.8m³/日 (5.1m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(7) 濃縮施設

ア 設置場所

半田市日東町 1 番 1

イ 設置年月日

平成 25 年 3 月 22 日

ウ 処理能力

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。)

140.4m³/日 (5.85m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(8) 破碎施設

ア 設置場所

半田市日東町 1 番 1

イ 設置年月日

平成 24 年 7 月 18 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

4.32t/日 (0.54t/時間)

許可番号第 02320080583 号

紙くず	3.92t/日 (0.49t/時間)
木くず	4.16t/日 (0.52t/時間)
繊維くず	3.84t/日 (0.48t/時間)
ゴムくず	3.68t/日 (0.46t/時間)
金属くず (自動車等破砕物を除く。)	4.16t/日 (0.52t/時間)
ガラスくず・コンクリートくず (工作物の 新築、改築又は除去に伴って生じたものを除 く。)及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び 石綿含有産業廃棄物を除く。)	3.92t/日 (0.49t/時間)
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)	4.24t/日 (0.53t/時間)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

燃え殻及びダスト類の混練処理後物について、セメント原燃料として
委託処理すること。

セメント原燃料として委託処理できない場合には、管理型最終処分場で
埋立処分すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成24年10月 9日 新規許可

平成29年11月14日 更新許可

令和 4年10月25日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ④